

令和3年6月21日

## 湯村自動車学校からのお知らせ (No.5)

令和3年4月23日(金)に政府より発出された「緊急事態宣言」に伴い、本県より県民に対してやむをえない事情を除き、その対象地域への移動自粛協力要請が発出されました。それ以外の移動先についても感染状況を踏まえて慎重に判断するよう協力要請がありました。

これを受け、やむをえない事情を除き「緊急事態宣言」対象地域または感染が多い地域に移動された方は、本県に戻られてから2週間を経たからの教習等(入校・検定・講習を含む)とさせていただきます。

尚、教習等を受けられる2週間前に体調不良・異常(発熱、熱が下がった直後、風邪症状、嘔吐、下痢、倦怠感、味覚・嗅覚の異常等)があった場合には来校を控えて下さい。

くれぐれも「緊急事態宣言」対象地域及び感染の多い地域への外出は控えるとともに、外出された場合には、ご申告の程よろしくお願い申し上げます。

この件に対する予約変更につきましては、可能な限り対応をさせていただきますが、スケジュールが遅れることが予測できますので、予めご理解とご了承の程を賜りますよう合わせてお願い致します。

**※令和3年6月21現在「緊急事態宣言」対象地域**

**沖縄県**